契約変更理由書（第２回）

神戸市

工　事　名	東遊園地再整備工事（その３）

契約変更後の工事概要

	（第1回変更）	（第２回変更）
側溝―Ｃ	－	15.0m
石張擁壁撤去	－	9.5m
石ベンチ撤去	－	11.0m
水路壁撤去	74.0m	89.0m
水路底撤去	39.0m	55.0m
噴水制御盤	1面	1面（仕様変更）
園名サインー２	－	1箇所
園名サインー３	－	1箇所
案内サインー２	－	1箇所
高木植栽	－	16本
中低木植栽	－	1,282本
地被類植栽工	－	8,434鉢
目隠しフェンス	－	23.0m

契約変更の理由

・側溝工について、前工事（その２）との調整により、勾配が変更になったため、側溝工の増工が生じる。

・撤去工における水路撤去等について、当初想定していた構造物の大きさが異なっていたため、数量に増減が生じる。

・水景施設について、噴水制御盤について、水の強弱をコントロールするインバータの納入が遅れているため、開閉器による制御に変更する。

・サービス施設工について、にぎわい拠点施設整備（民間工事）との調整により、公園利用者への案内サービス向上のため、園内サインを追加する。また、案内サインの仕様を変更する。

・植栽工について、後工事（その４）の施工に伴い大型車両の通行ができなくなるため、高木植栽工を追加する必要が生じること、資材延期のため前工事（その２）・本工事（その３）が工期延期したため、植栽可能期間が短くなっており、新たに植栽工事を発注するより本工事（その３）の請負業者へ追加発注する方が、植栽可能期間の確保や経済性において合理的であることから増工となる。

・柵工について、東遊園地アドバイザリーボードとの調整により、公園全体の統一感を保つため、木材ルーバーを素材として取り入れていく方針となり、給気棟周囲へデザインに配慮したフェンスを設置する必要が生じた。

・その他、数量に多少の増減が生じる。

（公表様式第６号）